

明治用水頭首工地区 現場技術業務

現場説明事項

1. 一般事項

(1) 入札に関する事項について

- 1) この業務の入札は、現場技術業務契約書案及びこの現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という）に従って行うものとする。
- 2) この業務の入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2. 細部事項

- (1) 業務概要（特別仕様書に示すとおり。）
- (2) 業務仕様書（現場技術業務共通仕様書、特別仕様書）
- (3) 契約に係る事項

- 1) 特別仕様書第10条に示す履行期間における現場技術業務に係る費用は、次表のとおり計上しており、超過勤務は計上していない（監督支援型）。

技術者の区分	職種	数量(人)	備考
現場技術員（C）	技術員	213.12	333日×0.64×1人

- 2) 特別仕様書第10条（1）に示す業務打合せ及び移動に係る経費は、次表のとおり計上している。

業務打合せの区分	打合せ場所	1回当たり技師A
初回、中間(10回)、最終回	明治用水頭首工復旧建設所	0.50人

- 3) 履行期間のうち、準備期間は5日間とする。
- 4) 労務費単価は、令和7年度基準日額で算出している。
- 5) 本業務の積算基地は、愛知県名古屋市中区三の丸としている。
- 6) 現場技術員は通勤（勤務場所：明治用水頭首工復旧建設所 住所：愛知県豊田市山之手町五丁目73番地1山之手ビル6階）によるものとし、旅費交通費は計上していない。
- 7) 打合せに係る交通費は、自動車（ライトバン）の使用を次表のとおり計上している。
本業務の積算基地は、愛知県庁（愛知県名古屋市中区三の丸）としている。

目的地	往復距離	往復移動時間	回数
明治用水頭首工復旧建設所 (打合せ場所)	74km	2 時間 (高速道路利用)	12 回

8) 業務用事務室損料等については、発注者施設を無償使用としているため、計上していない。

9) 現地調査等に係る交通費は、業務用自動車（ライトバン）損料及び燃料を計上している。なお、特別仕様書第 10 条に示す履行期間における外業回数は次表のとおり想定している。

目的地	往復距離	往復移動時間	回数
明治用水頭首工	7km	1 時間	62 回

10) 管理技術者及び現場技術員は、契約締結日において他社から出向していない者とし、契約締結後に監督職員が健康保険証等の公的機関が発行した証明等の写しにより確認を行う。

11) 本業務の実施に当たり、文書作成、数量計算及び図面作成のソフトは次のとおり考えている。なお、詳細な仕様については、監督職員が指示する。

区 分	使用ソフト
ワープロソフト	MS Word
表計算ソフト	MS Excel
図面作成ソフト	AutoCAD
	SXF (P21)
その他	Acrobat Pro
	DocuWorks

12) 事務所内において利用しているネットワーク環境の利用（ネットワークへの接続等）はできないため、発注者との情報の交換、業務成果の作成・提出に必要な機器等については、受注者において準備するものとする。

13) 現場経費（駐車料金）の計上について

業務用自動車に係る駐車料金については次のとおり計上している。

1) 費 用 月額利用料 10,000 円／月（税抜き）

※初月及び最終月は日割

2) 駐車台数 1 台

3) 期 間 令和 6 年 4 月 15 日～令和 7 年 3 月 13 日

3. 現場技術業務契約書第 33 条関係について

部分払を請求する場合の回数は 1 回以内とする。